

がん患者を支える社会保障制度 について

～社会保障の内容や休職について確認してみましょう～

特定社会保険労務士
行政書士

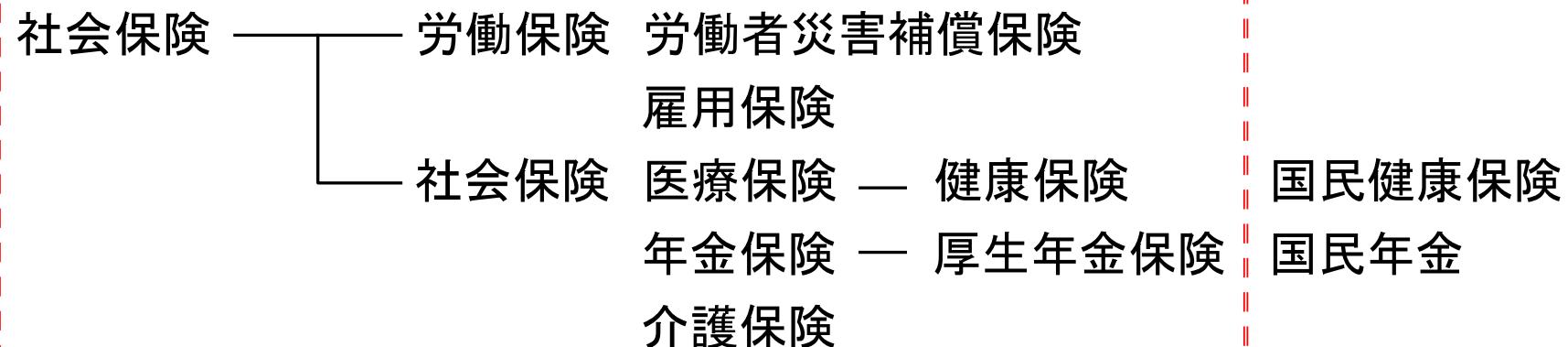
はたの ひではる
秦野 英治

そういう社会保険労務士事務所
秦野行政書士事務所
〒370-0046
群馬県高崎市江木町582番地1 201号室
TEL 027-329-6720 FAX 027-329-6729
URL <http://hatano.office.a.la9.jp>



※ 2024年3月13日以降、関係法令等の整備等により本資料に記載の内容が変更される可能性があります

- ・本日お話しする社会保障の範囲については、社会保険労務士が業務において取り扱う範囲が中心となります。
- ・テキストでは給付の細かい内容まで記載してありますが、まずはそれぞれの給付の概要と相談・申請先を覚えて頂ければと思います。
- ・末期癌の患者では対象となる給付は限られますが、皆さんがお仕事をおする上でこの事業の対象以外となる様々な傷病を抱えた方と関わるかと思います。その様なことを想定し、まずは全体像を把握して頂ければと思います。



公的扶助 生活保護

社会福祉 老人福祉、児童福祉、障害者福祉 など

公衆衛生 感染症対策 など

通常、社会保険労務士が携わるのは 内の手続きとなります。

労災保険	仕事中または仕事が原因となる怪我や病気、および通勤中の怪我に対して給付を行う
雇用保険	労働者の失業・教育訓練・就職の促進などに対して給付を行う
健康保険	仕事中や通勤途中以外の私傷病に対して給付を行う
厚生年金保険	老齢・遺族・障害年金

実際にがんと診断され上記の社会保険制度を利用する場合、がんを罹患した主な原因が仕事であると認定されるのはレアなケースになるため労災保険の制度を利用することは稀となります。通常は健康保険、雇用保険、厚生年金の給付を利用していくことになります。

雇用保険	仕事を辞めたとき ⇒ 基本手当(失業給付)
健康保険	私傷病により仕事仕事ができないとき ⇒ 傷病手当金 医療費が高額になるとき ⇒ 高額療養費の限度額認定
厚生年金保険	がんと診断され1年半以上が経過、一定の障害状態にある場合 ⇒ 障害厚生年金

※ 国民健康保険では、傷病手当金はありませんが、高額療養費の限度額認定の制度があります。

※ 国民年金では障害基礎年金がありますが障害厚生年金より保障の幅が狭くなっています。

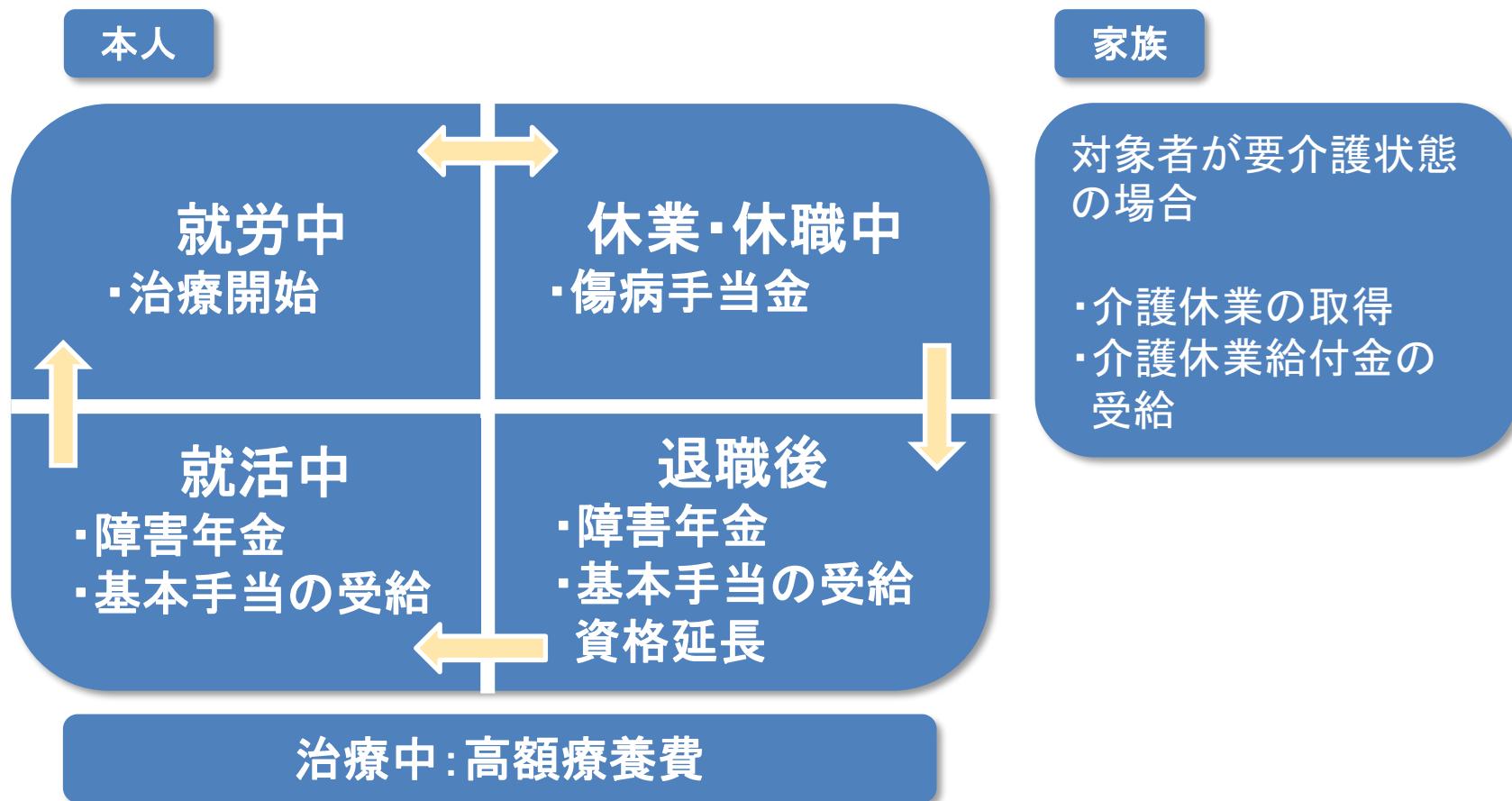
群馬県内における各役所が所在する市町村

雇用保険	ハローワーク(前橋・高崎・安中・桐生・伊勢崎・太田・館林・沼田・富岡・藤岡・渋川・中之条)
健康保険	全国健康保険協会群馬支部 (前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル4階) ※会社によっては健康保険組合
厚生年金保険	年金事務所(前橋・高崎・桐生・太田・渋川) 街角の年金相談センター(前橋市亀里町1310群馬JAビル3階)

※ 健康保険組合の所在地は保険証に記載されています。

※ 国民健康保険は、お住いの市町村窓口となります。

それぞれのシーンにおける社会保障のイメージ図



※「休業」とは、労働者が会社との労働契約を継続したまま休暇を取得することになります。

※「休職」とは、労働者の個人的事情により就労できない場合に、会社がその労働者に対して労働契約を継続したまま一定期間就労義務を免除することすることになります。

- ・傷病手当金とは、**業務外の事由**により**労務不能**と認められ、会社を休み、その間**給与が支払われない**場合に支給されるものになります。

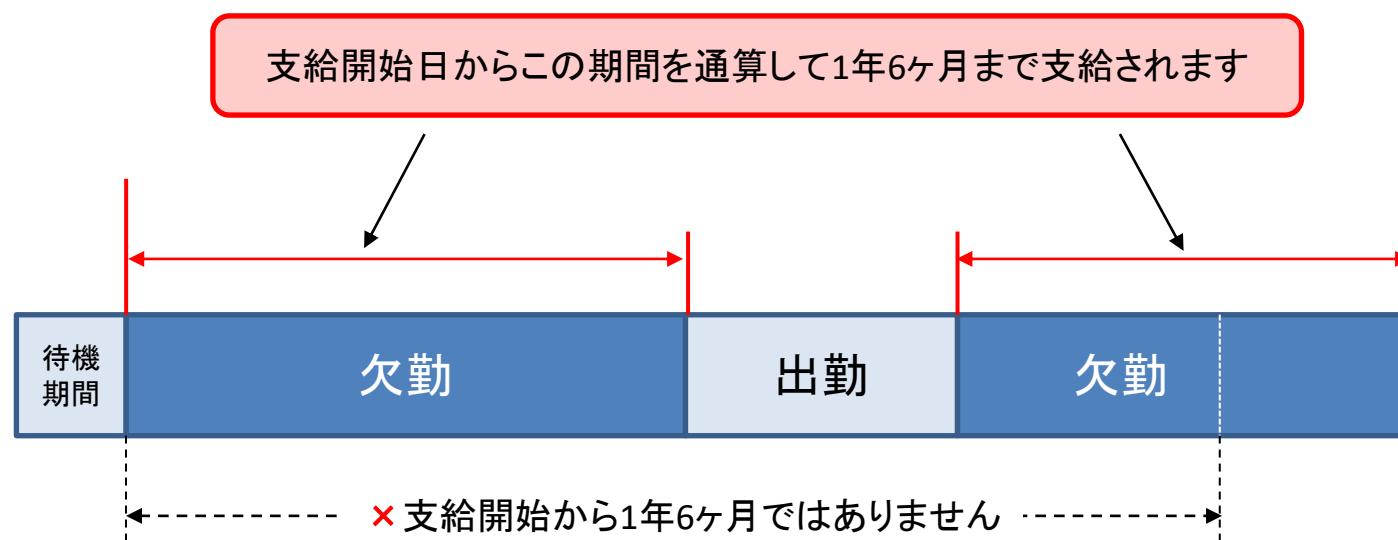
※ 会社を休んだ最初の3日間は傷病手当金を受けることが出来ません。この期間を**待機期間**といいます。

※ 待機期間は連続した3日間でなければいけません。この連続した3日間の中に公休日や有給を取得した日があってもかまいません。

※ 出勤後、傷病のために早退し、その後休んだ場合は待機期間の初日に算入されます。

※ 被扶養者や国民健康保険の加入者には傷病手当金はありません。

- ・傷病手当金が支給される期間は、支給開始日から**通算して1年6ヶ月**となります。
- ・1日当たりの支給金額は(支給開始日の以前12カ月間の各標準報酬月額を平均した額)÷30日×(2/3)



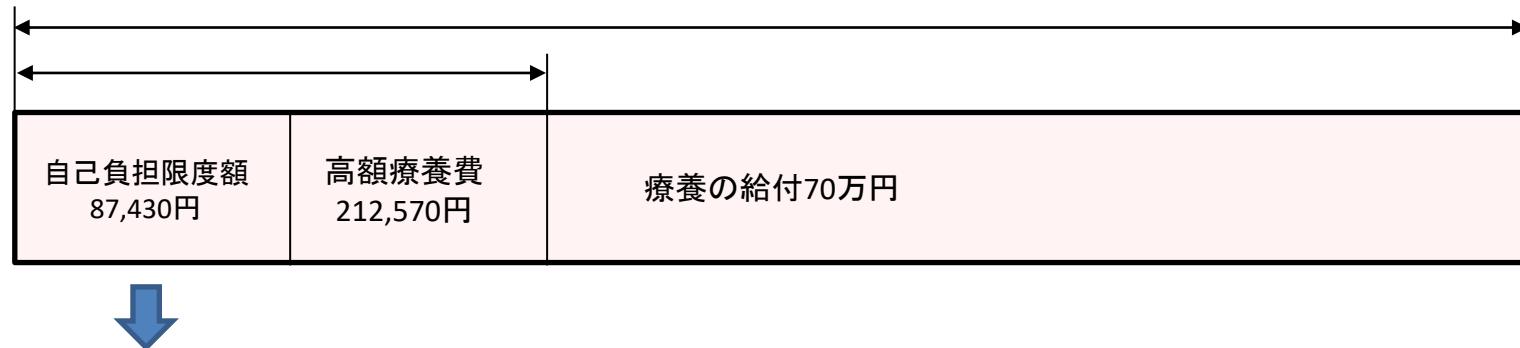
- ・がんと診断されて、すぐに退職する場合、残りの有給休暇を消化し、その後傷病手当金を受給すれば、できるだけ長い期間収入を得ながら治療に専念できます。ただし、**退職後に傷病手当金の継続給付**を受ける場合、**被保険者の資格喪失をした日の前日(退職日)までに継続して1年以上の被保険者期間**(健康保険任意継続の被保険者期間を除く)があることが要件となるので注意が必要です。
また資格喪失日の前日に、現に傷病手当金を受けているか、または受けられる状態であることが要件となりますので、退職のタイミングは先ほどお話しした、待機期間経過後でないと、傷病手当金を受けることが出来ません。
- ・経済的に困窮していなければ、後に経済的に必要となったときに請求する方法も考えれます。また**2年以内**であれば、遡って請求することもできます。
- ・ただし、傷病手当金と障害年金を同時に受けた場合、**傷病手当金が減額**されます。

- がんになり治療や入院をする場合、高額な医療費がかかりますが、このとき、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなる「**限度額認定**」の制度が受けられます。

「限度額認定を受けた場合の自己負担額の例」

70歳未満で、標準報酬月額が28万～50万円の方が

医療費が100万円で本来の窓口負担(3割)が30万円の場合



$$\text{自己負担限度額 } 80,100\text{円} + (1,000,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\% = 87,430\text{円}$$

※4回目以降の限度額 44,400円

<基本手当が受け取れる雇用保険の主な条件>

① 一般の離職者の場合

離職の日以前2年間に、雇用保険の被保険者期間が通算して12ヶ月以上あること

特定受給資格者の場合(2ヶ月の給付制限がありません)

企業の倒産や解雇によって、再就職の準備をする時間的な余裕なく離職を余儀なくされた人は、「特定受給資格者」に該当します。

この場合、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上あること

② 就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない前提のもと、ハローワークを通して就職活動を行う必要があります。

基本手当のルールとして、原則、**退職後1年の期間内**で使わなければいけません。基本手当を受けられる給付日数は、その人ごとの「年齢」、「雇用保険に加入していた期間」、「退職事由」等により90日から最大360日まで区分されています。

その給付日数を退職後1年の期間内に消化しなければならないという受給のルールとなります。

このルールの下では、癌の治療のため就職活動ができない人は、前項②の要件を満すことができず、1年以内に基本手当を消化することができません。しかし、病気や出産、育児のためすぐに就職活動できない人のために「**受給期間の延長**」という制度があります。

この受給期間の延長申請をしておけば、基本手当を受けられる期間を原則の1年から**最大4年**まで伸ばすことが出来ます。

障害年金の要件

- ・原則、**20歳～64歳**までの方が対象となります。
- ・原則、初診日から**1年6か月**経過すると手続きが可能となりますが、初診日において一定の**年金保険料の納付要件**を満たしている必要があります。

障害年金は、初診日に加入していた制度によって、次の2つに分けられます。

- ・初診日に**国民年金のみ**に加入していた場合

　障害基礎年金(1級～2級に該当することで等級に応じた年金が支給されます)

- ・初診日に**厚生年金**に加入していた場合

　障害厚生年金(1級～3級に該当することで等級に応じた年金が支給されます)

※初診日は診断名が確定した日ではないことに注意が必要です。

※障害年金は、殆ど全ての傷病が対象となっています。 ⇒ がんも対象の傷病

障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none">・国民年金に加入している間・20歳前（年金制度に加入していない期間）・60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）
障害厚生年金	<ul style="list-style-type: none">・厚生年金に加入している間

上記の期間に初診日のある病気やけがで障害等級に該当

次のいずれかの保険料納付要件を満たす必要があります。

- (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

がん患者の障害年金の受給率が低い要因として以下のようない理由が考えられます。

- ① 制度 자체が正確に知られていない
- ② がんも障害年金の対象であることをあまり知られていない
- ③ **抗がん剤の副作用などの治療の影響も認定対象となっていることを知られていない**
- ④ **受給できる可能性がある状態について知られていない**
- ⑤ 手続きが煩雑であることから、途中で諦めてしまうことが多い

がんによる障害認定の対象について

悪性新生物に障害の区分（国民年金・厚生年金保険 障害認定基準より一部抜粋）

- (ア) 悪性新生物そのものによって生じる局所の障害
- (イ) 悪性新生物そのものによる全身の衰弱または機能の障害
- (ウ) 悪性新生物に対する治療の効果として起こる全身の衰弱または機能の障害

※ 本人の日常生活や就労状況の実態について、診断書や申立書などの必要書類等により、審査に伝える必要がある

特に(ウ)について、抗がん剤などの副作用による影響も認定の対象となることに留意が必要です。

雇用保険の 基本手当(失業給付)

- ・治療も進み、体調や病状が落ち着いてきたら就職活動を行うことも予想されます。
そんなとき、**受給期間の延長の届出**を行っておけば、失業給付を受給しながら落ち着いて就職活動ができます。
- ・**就職困難者の認定**を受けると基本手当を受けられる日数が多くなるなどの
メリットがあります。

※身体障害者など障害者手帳を持っている者⇒詳しくはハローワークへ確
認して下さい。

※その他、基本手当を3/1以上残し再就職した場合、再就職手当も受けら
れる場合があります。

障害年金

- ・就職活動しながらでも、働きながらでも貰うことができます。
- ・**基本手当と障害年金は両方貰うことができます。どちらかが減額される支給調整もありません。**
- ・**給与と障害年金も両方を貰うことができます。こちらも所得制限による支給調整がありません。ただし、20歳前の傷病による障害基礎年金には一定の所得制限があります。**

基礎となる収入を障害年金とし、プラスアルファで給与所得をと考えると、
パートでの就労や、最近では障害者枠での求人募集もあるので、正社員（常勤）で働く以外の選択肢も出てきます。

- ・労働者が、要介護状態(負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族を介護するための休業です。
- ・対象家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できます。
- ・通常は、休業開始予定日の2週間前までに、書面等により事業主に申出。

介護休業の取得率は数%と依然として低い状態にあります。その理由として考えられるのはまず「休みづらい職場環境」であることが挙げられます。その他、そもそも介護休業の制度自体を知らない労働者も多いといった現状も考えられます。

要件

- ・対象家族を介護する男女の労働者(日々雇用を除く)

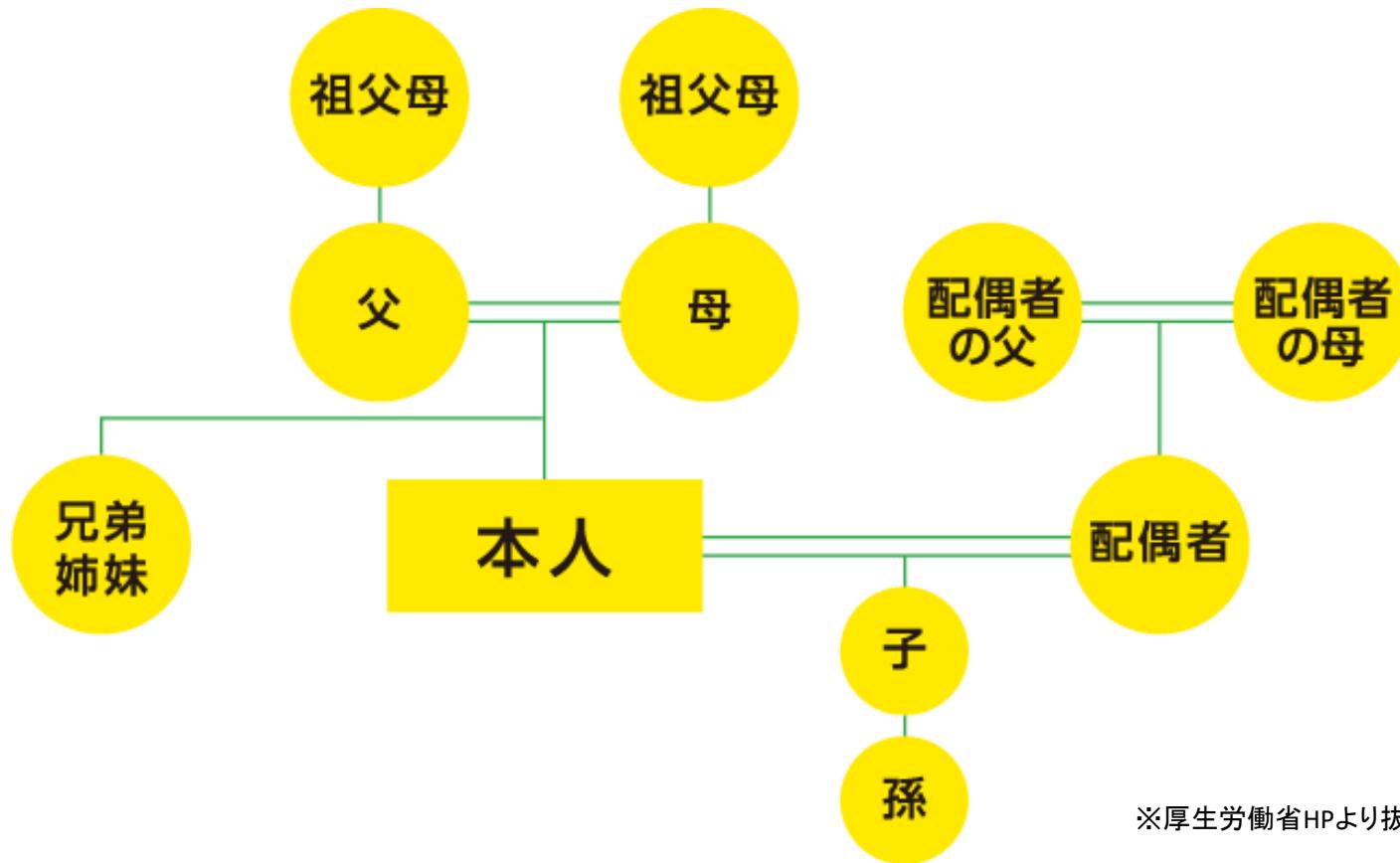
ただし、パートやアルバイトなど、期間を定めて雇用されている方は申出時点で取得予定日から起算して、**93日を経過する日から6ヶ月を経過する日までに契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。**

※ 会社の育児・介護休業規程等に一定の制限が設けられている場合があります。(就業規則に規定 + 労使協定)

- ・入社1年未満の労働者
- ・申出の日から93日以内に雇用期間が終了することが明らかな労働者
- ・1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

介護休業の対象となる家族とは

21



対象家族は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫となります。（子については養子も含みます）

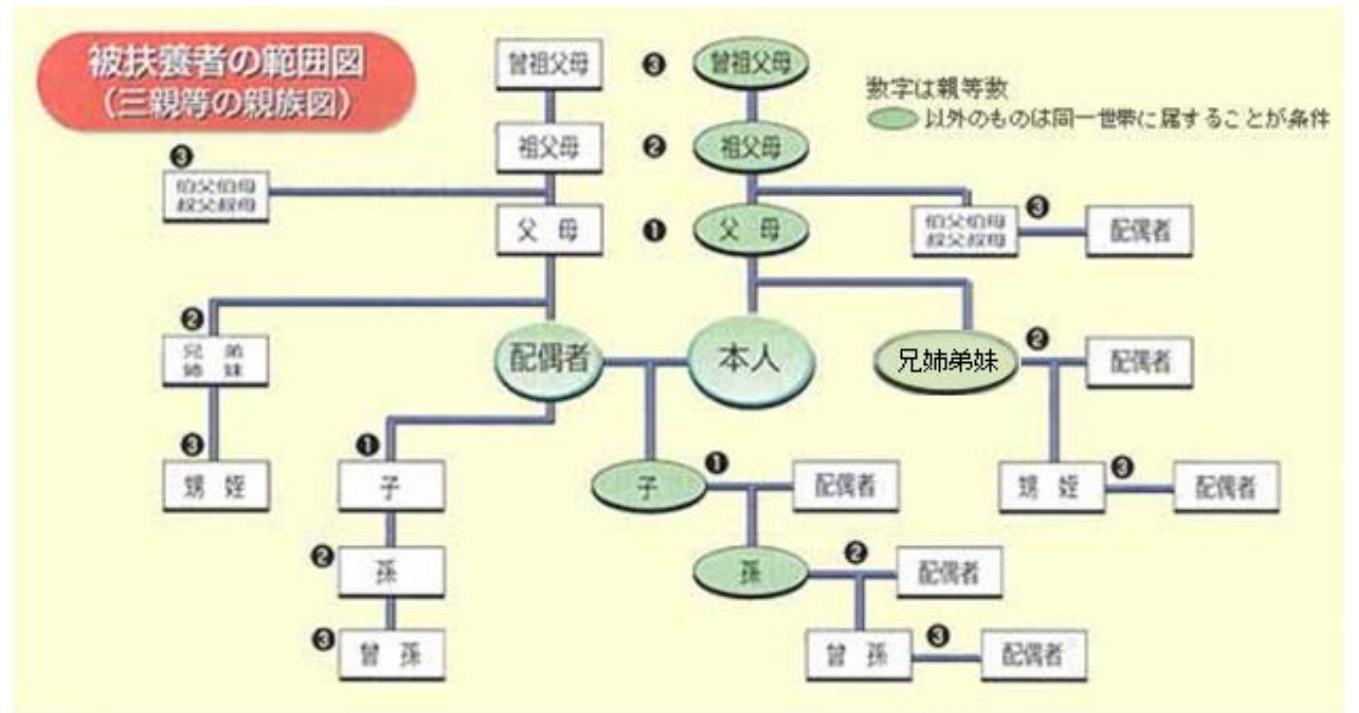
- ・支給額は、原則として**休業開始時賃金日額×支給日数×67%**となります。
- ・主な給付要件は以下のようになります。
 - ① 雇用保険の被保険者であること
　介護休業開始日前2年間に11日以上就業した月が12カ月以上ある
 - ② 職場復帰を前提として介護休業を取得すること
 - ③ 介護休業中に仕事をした日数が、月に10日以下である必要がある
 - ④ 介護休業中の月々の賃金が、休業前の賃金の80%未満でなければなりません

※ 休業開始時賃金日額とは、原則として、介護休業開始前6ヶ月間の支給総額を180で割った金額となります。

※ 給与の支給が13%～80%の場合は80%までの差額を、給与が80%を超える場合には支給額はゼロとなります。

- ・休職規定とは、法律で定められたものではありません。あくまでも**会社が独自で導入する制度**となります。
- ・労働者の請求により当然に取得出来るものではありません。あくまでも会社からの休職命令により取得することになります。
- ・就業規則の**休職規定を確認**し、対象者として該当するか、休職の期間、休職期間の延長要件、復職要件など
- ・休職期間満了時に復職できない場合は、自然退職となることが多い。

健康保険の扶養の範囲



- ・主として、被保険者に生計を維持されている方で、年収130万円未満(60歳以上や障害者は180万円未満)の方
- ・緑色以外の人は同居及び生計維持が要件となります。
- ・被扶養者には、傷病手当金がありません。

遺族年金

- ・遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。
- ・遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなった方の年金の加入状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。
- ・亡くなった方の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位などの条件をすべて満たしている場合、遺族年金を受け取ることができます。

※遺族基礎年金と遺族厚生年金は、それぞれ受給要件、受給対象者、受給額に違いがあります。受給を検討する際は、それぞれの要件をよくご確認下さい。

・市町村の国民健康保険料の減免

火災や天災などで財産に大きな損害を受けたり、本人や同居の親族の病気やケガなどで生活が著しく困難となり、預貯金等の利用できる資産を活用しても納付が困難になった場合には、申請によって国保税を減免する制度となります。

詳しくは、お住いの市町村へお問合せください。

・国民年金保険料の「失業等による免除特例」及び納付猶予制度

【減免措置】

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合など

免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

【納付猶予制度】

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

- ・がん患者の看取りを対象とした場合、受給の可能性のある給付は高額療養費の限度額認定、傷病手当金、障害年金の3つが中心になると考えられます。
また、そのご家族は介護休業の取得及び介護休業給付を受けることが考えられます。
- ・傷病手当金を受給する場合は、まず「業務外の事由により労務不能」であることと、休業の間「給与が支払われない」という要件の確認が必要となります。
- ・障害年金を受給する場合「初診日」の要件が重要となります。
- ・就労中、休職中、退職後、就活中それぞれにおける給付の全体像と相談・申請先を把握し、必要な支援へ繋げられるようにして下さい。

ご清聴ありがとうございました。